

# 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

平成30年2月1日

梶山内閣府特命担当大臣提出資料

# 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るため、新しい政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（平成29年12月22日閣議決定）を踏まえ、国家戦略特別区域法において、新たな規制の特例を設けうる等の措置を講ずる。

## 地域限定型 規制のサンドボックス制度<sup>※</sup>の創設

- ・ 自動走行、小型無人機その他、近未来技術や第四次産業革命の実現に関連する実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。
- ・ 監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わり、事前規制は最小化する。

自動走行	小型無人機 (ドローン)	電波利用
下記条件のもと、 <u>道路交通法（道路使用許可）、道路運送車両法（保安基準）</u> などの規制を最小限にする。	下記条件のもと、 <u>航空法（飛行空域の許可・飛行方法の承認）</u> などの規制を最小限にする。	下記条件のもと、 <u>電波法（無線局免許等）</u> などの規制を最小限にする。

- ・ 国家戦略特別区域会議は、各区域における区域計画の中で、自動走行、小型無人機などの類型ごとに、その地域の実情を反映した「サンドボックス実施計画」を定めることとする。  
(サンドボックス実施計画で規定する内容)  
実証事業の内容(目的、実施区域、実証内容等)  
安全確保等事業実施に当たって遵守すべき基準

- ・ 区域会議のもとに、専門家による「監視・評価委員会」を設置し、事後チェック体制の強化を図る。

※ 規制のサンドボックス制度とは:

イノベーション促進のために、一時的に規制の適用を停止するなど、新たなビジネスの実験場の仕組みとしてイギリスなどで始められた「規制の砂場 (Regulatory Sandbox)」をいう。これを参考に、特区においても、監視・評価などの事後チェックルールを整備し、近未来技術実証に関する事前規制・手続きを見直すことで、迅速・円滑に実証実験を実現する仕組みを設けようとするもの。

その他の特例措置の追加の可能性あり

- 区域計画において、サンドボックス実施計画を策定  
関係省庁等の同意 ⇒ 総理大臣認定

## SB実施計画

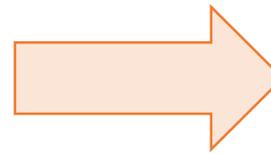
### ○実証事業の概要

- ・実証事業者名
- ・特区の主旨に沿った事業目的
- ・使用車両に関する事項(車名及び型式等)
- ・走行経路、場所、実証日時
- ・自動運転システムの構造又は使用の態様の特殊性

### ○安全確保等措置

- ・交通事故等の場合の措置
- ・一部適用除外とするための代替措置
- ・緊急時の措置
- ・管理体制

等



関係省庁等の同意を得て、  
総理大臣の認定を受ければ

- ・道路交通法の許可を受けたものとみなす
- ・保安基準の一部を適用しないものとする



実証実験



- 区域計画において、サンドボックス実施計画を策定  
国土交通大臣の同意 ⇒ 総理大臣認定

## SB実施計画

- 実証事業の概要
    - ・ 実証事業者名
    - ・ 特区の主旨に沿った事業目的
    - ・ 飛行日時、経路及び高度
    - ・ 無人航空機を特定するために必要な事項
    - ・ 無人航空機の機能及び性能に関する事項
  - 安全確保等措置
    - ・ 事故等の場合の措置
    - ・ 緊急時の措置
    - ・ 安全を確保するために必要な体制
- 等

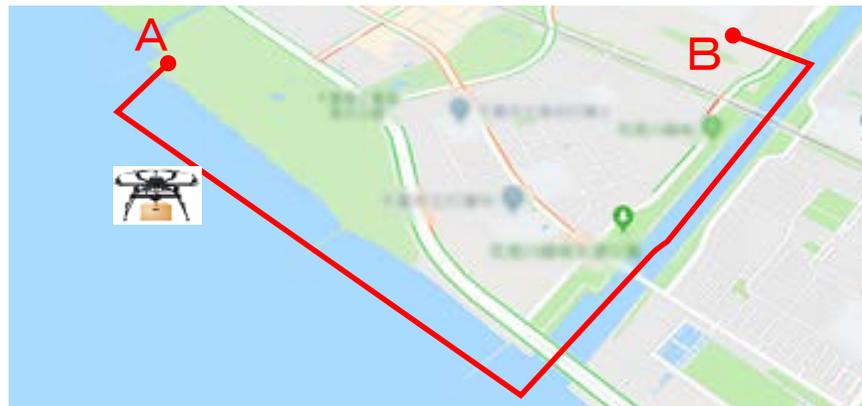


国土交通大臣の同意を得て、  
総理大臣の認定を受ければ

航空法の許可・承認  
があったものとみなす



実証実験



- 区域計画において、サンドボックス実施計画を策定  
総務大臣の同意 ⇒ 総理大臣認定

## SB実施計画

### ○実証事業の概要

- ・実証事業者名
- ・事業目的(ユースケースの限定)
- ・無線設備及び無線事業者
- ・使用する周波数及び空中線電力
- ・実証地域及び実証期間

等

### ○安全確保等措置

- ・混信可能性が十分に低いこと
- ・一定の技術水準(海外承認等)

等



電波法の無線局の免許を  
受けたものとみなす

総務大臣の同意を得て、  
総理大臣の認定を受ければ



実証実験

